

国立大学法人滋賀医科大学情報セキュリティ対策基本方針

令和5年4月1日 制定

(目的)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学（以下、「本学」という。）は、本学の理念と使命を実現するため、本学で扱う情報及び情報システムを対象に情報セキュリティ対策を実施する。

(方針)

第2条 前条の目的を達するため、本学は国立大学法人滋賀医科大学情報セキュリティ対策基本規程（以下、「対策基本規程」という。）及びその他の規程等の定めるところにより、次に掲げる対策を行う。

- (1) 情報セキュリティ対策の実施体制・規程の整備
- (2) 情報及び情報システムの保護
- (3) 情報システムや情報サービスの管理・運営
- (4) インシデントへの対処
- (5) 利用者への啓発・教育
- (6) (1)～(5)を含む情報セキュリティマネジメントの実施

(義務)

第3条 本学の情報及び本学で扱う情報システムを利用する者、管理・運用の業務に携わる者は、本方針、対策基本規程及びその他の規程等を遵守しなければならない。

(罰則)

第4条 本方針に基づき定められる規程等に違反した場合の利用の制限及び罰則は、本学学則及び本学が定める就業規則に則って行うほか、それぞれの規程等に定めるところによる。

附 則

国立大学法人滋賀医科大学情報セキュリティポリシー（基本方針）（平成23年4月1日制定）は廃止する。